

心身障害者医療費の助成について

◎対象者・・・身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳1級所持者
※手帳の交付月から助成の対象になります（市外から転入の方は、転入日から対象になります）。
※毎年8月に前年所得による見直しを行っており、本人及び家族の所得が一定額を超える方は、助成が受けられません。

※再認定のある方については、証の有効期限は、再認定年月の末日までとなります。

※65～74歳で一定の障がいがある方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。

◎助成額・・・医療費（薬剤含む）の自己負担額

※保険のきかない費用（差額ベッド代や文書料等）は助成の対象になりません。

◎助成を受けるには・・・



この医療費受給者証とマイナ保険証、健康保険証または資格確認書を、医療機関の窓口で提示してください。医療費の自己負担金及び薬剤負担金の支払いが不要となります。

※更生医療等他の医療費助成がある方は、医療費受給者証が使えない場合があります。その場合は医療費助成の申請が必要です。

※有効期限の切れた受給者証は後日ご返却ください。

・医療費受給者証が使えない場合・・・申請が必要です。

（県外の医療機関又は更生医療等他の医療費助成がある場合）

※認定の日から既に支払った医療費がある場合も申請により助成を受けられます。

- ① 医療機関の窓口で、医療費の自己負担額をいったんお支払いください。
 - ② 診療を受けた月の翌月以降に医療費の領収書を添えて、市役所本館1階医療費助成窓口（⑫番・⑬番）、加賀市行政サービスセンターまたは山中・山代・山代桔梗ヶ丘・片山津・動橋・橋立郵便局で申請を行ってください。
- ～申請に必要なもの～



- ・医療費受給者証
- ・医療機関の領収書（氏名・内訳記載のもの）※印、金額のみのものは不可
- ・金融機関の通帳 ※新規申請・口座変更時のみ必要です。

◎振込日…診療を受けた月の4か月後の10日（振込月の前月15日までに申請）

～注意点～

- ※高額療養費が発生する場合は、保険者の支給確定後の振込となります。
- ※申請は診療を受けた月の翌月以降に月まとめでお願いします。
- ※診療を受けた月から1年を経過した医療費は助成の対象になりません。
- ※加入保険、住所・氏名等の変更があった場合は、必ず届け出てください。

【問い合わせ先】

- ・医療費の支払い、助成の資格認定に関すること 介護福祉課 72-7852
- ・後期高齢者医療制度に関すること 保険年金課 後期年金グループ 72-7867